

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 県土づくり本部農山漁村課

条例・規則等の名称	佐賀県漁港漁場整備法施行細則	条例等の番号	昭和59年佐賀県規則第37号
許認可等の種類	許可事項の変更	根拠条項	第4条
審査基準	漁港法第39条第1項の許可の基準を満たす場合において許可を与える。		
	受付 機関	処理 機関	交付 機関
農林事務所	農林事務所	農林事務所	標準処理期間 30日 標準経由期間 日
			目次 NO 7